

改正後	現行
<p>(削除)</p>	<p>浜岡町子育て支援ネットワーク連絡協議会設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 全ての子どもたちの人権を守り、安心して子ども生み育てられる地域づくりを目指すため浜岡町子育て支援ネットワーク連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。 次の各号に関する支援体制の整備及び関係機関との連絡調整</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 子育て環境</li> <li>(2) 子どもの健康問題</li> <li>(3) 子ども虐待及びその防止</li> <li>(4) 障害児とその家族</li> </ol> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、会長・副会長及び委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 会長は委員の互選とする。</li> <li>3 副会長は、委員の中から会長が指名する。</li> <li>4 委員は、別表に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。</li> </ol> <p>(会議)</p> <p>第3条 協議会は、会長が招集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 会長は会議の議長となり、会務を総理する。</li> <li>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</li> <li>4 会長は、必要であると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、又は委員以外の者に説明を求めることができる。</li> </ol> <p>(委員の職務)</p> <p>第5条 委員は、第2条の所掌事項について審議に参画するほか、協議会での趣旨・結果等をその所属団体に周知する。</p> <p>(部会)</p> <p>第6条 第2条を遂行するため協議会に、次の部会を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 母子保健部会（子育て支援連絡会）</li> <li>(2) 食育部会（食育連絡会）</li> </ol>